

**広島市森林公園
(昆虫館以外の森林公園の施設)**

指定管理者候補者応募要領

**令和8年7月
広島市経済観光局**

広島市森林公園（昆虫館以外の森林公園の施設）指定管理者候補者応募要領

1	指定管理者の募集の趣旨	1
2	施設の概要	1
3	主な関係法令	1
4	申請資格等	2
(1)	法人格の有無	2
(2)	複数法人等で構成したグループが申請する場合	2
(3)	新たな法人を設立する場合	3
(4)	選定基準	3
(5)	事務所の所在	3
(6)	資格、免許の必要性	3
(7)	申請資格を有しない場合	3
(8)	欠格事項	3
5	応募要領の配布時期、説明会等	4
(1)	スケジュール	4
(2)	応募要領の配布期間、場所等	4
(3)	説明会の開催日時、場所等	4
(4)	質問の受付等	4
(5)	申請書の受付	4
(6)	書類審査及び面接審査	5
(7)	審査結果の通知及び公表	5
(8)	指定管理者の指定及び協定の締結	5
6	審査及び選定に関する事項	5
(1)	審査方法等	5
(2)	審査の対象外	5
(3)	その他	6
7	提出書類・提出部数	6
8	管理の基準	7
(1)	休園日	7
(2)	開園時間	7

(3) 行為の制限	7
(4) 関係法令等の遵守	8
(5) 開園日の拡大や開園時間の延長の提案	8
9 指定管理者が行う業務	8
(1) 業務の範囲	8
(2) 自主事業の実施	8
(3) 利用促進の取組	8
(4) 留意事項	9
10 指定管理料に関する事項	9
(1) 指定管理料に関する事項	9
(2) 利用料金の取り扱い（市森林公園のみ）	10
11 指定期間	10
12 協定等に関する事項	10
(1) 仮協定・協定の締結（市森林公園のみ）	10
13 その他	11
(1) 申請費用	11
(2) 申請の辞退	11
(3) 指定の取消し等	11
14 業務仕様書	12
15 広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針 （指定管理者関係分抜粋）	24
16 個人情報取扱特記事項	30
17 市森林公園指定管理者の申請者の評価基準	32
18 備品一覧表	34
19 提出書類一覧（別紙1）	36

・様式1 指定申請書（単独団体用）

・様式2 指定申請書（ジョイント方式により構成された団体用）

- ・様式3 ジョイント方式により構成された団体の構成員名簿兼委任状
- ・様式4 管理運営に関する事業計画書
- ・様式5 及び様式5 別紙 管理運営に関する収支計画書及び積算内訳書
- ・様式6 広島市が推進する行政施策に関する報告書
- ・様式7 団体の概要
- ・様式8 役員名簿
- ・様式9 障害者雇用状況報告書（作成義務のない団体用）
- ・様式10 障害者雇用計画書
- ・様式11 宣誓書
- ・様式12 申請関係質問票
- ・様式13 応募説明会（現地見学会）参加申込書
- ・様式14 辞退届
- ・様式15 委任状
- ・様式16 事業所調書兼実体調査同意書
- ・様式17 指定管理実績調書
- ・様式20 賃金スライド対象人件費提案書

20 指定管理者の業務実施状況の評価について（別紙2） 67

21 指定管理料スライド制度の手引き（別添）

広島市森林公園（昆虫館以外の森林公園の施設）指定管理者候補者応募要領

1 募集の趣旨

本市では、多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とし、指定管理者制度を導入しています。

今般、広島市森林公園（昆虫館以外の森林公園の施設）（以下「市森林公園」という。）の指定期間が令和9年3月31日で終了することに伴い、指定管理者候補（以下「候補者」という。）の選定に当たり広く事業者を公募し、管理運営について創意工夫のある提案を募集します。

なお、本市と広島県では、市森林公園と広島県緑化センター及び広島県立広島緑化植物公園（以下「県緑化センター」という。）について、集客増に向け連携した取組の促進や共同管理による施設運営の効率化の観点から、一体的な管理を行うため、同一の指定管理候補者を募集することとしました。

このため、市森林公園と県緑化センターとの一体的な管理運営を条件として、指定管理者の選定に必要な事項を、この応募要領で定めています。

2 施設の概要

- (1) 名 称 広島市森林公園（昆虫館以外の森林公園の施設）
- (2) 所 在 地 広島市東区福田町字藤ケ丸10173番地
- (3) 設 置 目 的 市民が森林に親しみ、憩い、自然を観察し、あわせて森林・林業に対する理解を深めるための場を提供
- (4) 面 積 約376.7ha
- (5) 施 設 内 容 管理センター（497㎡）、芝生広場、休憩所（329㎡）、遊具施設、モノレール、デイキャンプ場、林業体験広場、グラウンド・ゴルフ場、山城展望台、管理用園路、ハイキングの森・野鳥の森・林業の森等の森林ほか
- (6) 開 設 日 平成元年11月3日
- (7) 駐 車 場 約650台（第1駐車場151台（身体障害者用8台を含む。）、第2駐車場187台（身体障害者用6台を含む。）、臨時用を含む。）

3 主な関係法令

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）
- (4) 都市公園法（昭和31年法律第79号）
- (5) 消防法（昭和23年法律第186号）
- (6) 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- (7) 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (8) 広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年6月25日条例）

第28号)

- (9) 広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年6月25日規則第47号）
- (10) 広島県緑化センター設置及び管理条例（昭和55年7月14日条例第28号）
- (11) 広島県緑化センター管理規則（昭和55年8月29日規則第87号）
- (12) 広島県都市公園条例（昭和55年7月14日条例第29号）
- (13) 広島県都市公園条例施行規則（昭和55年7月14日規則第71号）
- (14) 広島県立広島緑化植物公園管理運営規則（昭和59年4月1日規則第39号）
- (15) 広島県行政手続条例（平成7年3月15日条例第1号）
- (16) 行政財産使用規則（昭和36年3月31日規則第14号）
- (17) 行政財産の使用料に関する条例（昭和36年3月31日条例第31号）
- (18) 広島県情報公開条例（平成13年3月26日条例第5号）
- (19) 広島市森林公園条例（平成元年9月8日条例第43号）
- (20) 広島市森林公園条例施行規則（平成元年10月30日規則第129号）
- (21) 広島市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年3月16日条例第4号）
- (22) 広島市行政手続条例（平成7年3月20日条例第5号）
- (23) 広島市財産条例（昭和39年3月31日条例第8号）
- (24) 広島市財産規則（昭和56年3月31日規則第19号）
- (25) 広島市情報公開条例（平成13年3月29日条例第6号）

関係する法令については、本市及び広島県のそれぞれのホームページで検索することができます。

（広島市）<http://reiki.city.hiroshima.jp/reiki/reiki.html>

（広島県）<http://ops-jg.dl-law.com/opensearch/SrMjF01/init?jctcd=8A8B97723A>

4 申請資格等

- (1) 申請者は、法人その他の団体とし、法人格を問いません（株式会社、任意団体等の組織の形態を問いません。個人は申請資格を有しません。）。
- (2) 複数の法人等で構成したグループ（共同企業体、事業協同組合等）が申請する場合は、次に掲げる条件を満たす必要があります。
 - ア グループにおける名称を設定してください。
 - イ ジョイント方式により構成された団体は、構成団体の中から代表となる団体を定めるとともに、団体結成に係る協定書及び当該団体の組織図等内容が分かる資料を提出してください。申請日以後の代表団体及び構成団体の変更は原則として認めません。

なお、当該ジョイント方式により構成された団体の構成団体は、別のジョイント方式により構成された団体の構成団体となり、又は、単独で申請することはできません。
 - ウ 申請者が中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合等の場合は、本事業に参画する組合員の一覧を提出してください。
 - エ 事業協同組合における構成団体とは、指定管理業務を担当する組合員とします。

- (3) 新たな法人を設立する場合は、その法人を申請者としてください。申請時に設立されていない場合でも申請できることとしますが、市森林公園の指定管理者選定に当たっては、本市が行う仮協定書締結までに、登記事項証明書又は法務局登記官の受領書その他これらに準ずる書類を提出してください。
- (4) 申請者は申請に当たり、次に掲げる基準の全てに適合する必要があります。
- ア 市民の平等な市森林公園の利用が確保されること。
 - イ 事業計画書の内容が、市森林公園の設置の目的を効果的に達成し、かつ、その管理に要する経費を縮減できるものであること。
 - ウ 事業計画書に沿った市森林公園の管理を安定して行う能力を有していること。
- (5) 広島県内に本店若しくは支店又はこれに準ずる事務所を有している必要があります。
- (6) 施設の管理に当たって資格、免許等が必要な場合は、その資格等を有している必要があります。
- (7) 法人等又はその代表者が、次に該当する場合は申請資格を有しません。
- ア 法律行為を行う能力を有しない場合
 - イ 破産者で復権を得ない場合
 - ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、本市又は広島県における一般競争入札等の参加を制限されている場合
 - エ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある場合
 - オ 本市又は広島県における指定管理者の指定の手続きにおいて、その公正な手続を妨げた場合又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した場合
 - カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規程する暴力団をいう。）若しくは暴力団員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体である場合（以下「暴力団等」という。）。なお、暴力団等に該当しないか確認するため、申請者の役員の氏名等に係る情報を関係する官公庁へ提供します。
- (8) 欠格事項
- 申請者が申請日において、次のアからキまでのいずれかに該当する場合は、選定の対象外とします。なお、ジョイント方式により構成された団体の場合は、団体を構成する会社等のうち1社でも次のアからカまでに該当するとき、当該ジョイント団体は選定の対象外とします。
- ア 本市の広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当している場合、又は広島県の物品調達及び委託・役務業務の競争入札等に係る指名除外要領若しくは建設業者等指名除外要綱の規定により、指名除外措置を受けている場合
 - イ 広島市税、広島県税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している場合
 - ウ 労働基準法等労働者使用関連法令に違反し、極めて重大な社会的影響を及ぼしている場合
 - エ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率が達成されておらず、かつ、障害者雇用納付金も滞納している場合
 - オ 本市が設置する公の施設の指定管理者として指定を受けたが、その指定を取り消され、当該処分の日から2年を経過しない場合（ただし、不可抗力による場合を除く。）

カ 「広島県緑化センター及び広島県立広島緑化植物公園指定管理者募集要項」に定める申請資格に該当しない場合

キ 広島県が行う県緑化センターの指定管理者募集に応募しない場合

5 応募要領の配布時期、説明会等

(1) スケジュール

ア 応募要領の配布	令和8年7月21日から令和8年9月30日まで
イ 説明会の開催	令和8年8月7日
ウ 質問受付期間	令和8年8月3日から令和8年8月28日まで
エ 申請書受付期間	令和8年9月15日から令和8年9月30日まで
オ 書類審査・面接審査	令和8年10月中旬から下旬
カ 審査結果の通知	令和8年11月上旬
キ 仮協定の締結	令和8年11月中旬
ク 指定管理者の指定	令和8年12月下旬
ケ 協定の締結	令和9年3月

(2) 応募要領の配布期間、場所等

応募要領を次のとおり配布します。

配布期間：令和8年7月21日（火）から令和8年9月30日（水）まで
（ただし、土、日、祝日及び8月6日を除きます。）

午前8時30分から午後5時15分まで

配布場所：経済観光局農林水産部農林整備課森林係、本市ホームページ

(3) 説明会の開催日時、場所等

応募要領の説明会を次のとおり開催します。

開催日：令和8年8月7日（金）

開催場所：市森林公園（管理センター前集合）

事前申込：令和8年8月4日（火）までに、応募説明会（現地見学会）参加申込書（様式13）を提出すること（原則、参加をお願いします。）。

参加人数：1申請者につき3名までとしてください。

その他：説明会当日は応募要領、業務仕様書を持参してください。

(4) 質問の受付等

応募要領に関する質問を次のとおり受け付けます。

受付期間：令和8年8月3日（月）から令和8年8月28日（金）まで
（ただし、土、日、祝日及び8月6日を除きます。）

受付方法：所定の質問書（様式12）により、経済観光局農林水産部農林整備課森林係に電話連絡の上、電子メール又はFAXで提出してください。

回答予定：9月11日（金）までに、本市ホームページに随時掲載します。

(5) 申請書の受付

申請書を次のとおり受け付けます。

受付期間：令和8年9月16日（水）から令和8年9月30日（水）午後5時まで
（ただし、土、日、祝日を除きます。）

提出場所：経済観光局農林水産部農林整備課森林係まで持参又は郵送（特定記録郵便
等とし、上記期限までの必着とします。）

※ 電子メール、FAXでの受付はしません。

(6) 書類審査及び面接審査

面接は、10月中旬から下旬を予定しています。書類審査による事前審査を行ったのち、申請者のヒアリング（プレゼンテーション）を含め、面接審査を行います。

その他：開催日時及び場所等は、申請者に対し別途通知します。

(7) 審査結果の通知及び公表

申請者に対し、令和8年11月上旬を目途に通知します。また、審査結果を本市ホームページへの掲載等により公表します。

その他：正式に指定管理者として指定されるまでの間に候補者に事故等あるときは、次点候補者を選定することがあります。

(8) 指定管理者の指定及び協定の締結

指 定：令和8年広島市議会12月定例会の議決を経た上で指定されます。

協定締結：指定議案の議決後、令和9年3月に協定を締結します。

6 審査等に関する事項

(1) 審査方法等

ア 広島市経済観光局指定管理者指定審議会森林公園審査部会（以下「市森林公園審査部会」という。）において、書類審査及び面接審査を行い、得られた評価点が高い順に第1順位から最大で第3順位までの候補者を選定します。

イ 審査は、別記「市森林公園指定管理者の申請者の評価基準」により評価を行います。

ウ 申請者が6団体以上の場合は、書類審査の終了時点で得られた評価点の上位5団体に面接審査を行います。

エ 面接審査は、10月中旬から下旬を予定しています。日程、場所等が決まり次第通知します。

オ 面接審査には、申請者の代表者（ジョイント方式により構成された団体で応募した場合は代表団体の代表者）を含む3名以内（申請者の職員等に限る。）の出席をお願いします。

カ 代表者に代わり代理人が出席する場合は、代表者の委任状（様式15）を持参してください。

キ 本市は、審査の結果を踏まえ、第1順位の候補者を優先交渉権者に決定します。候補者順位（交渉順位）等については11月上旬に各申請者に通知します。

(2) 審査の対象外

次の事項に該当したときは、審査を行いません。

ア 別紙1「提出書類一覧」に記載する書類（該当しない場合は提出不要の書類を除く。）を提出しないとき。

イ 審査において不正行為が判明したとき。

ウ 提出書類に虚偽の記載があることが判明したとき。

エ 「4 申請資格等」(8)に記載する欠格事項に該当することが判明したとき。

(3) その他

ア 市森林公園審査部会委員および本市関係職員に対し、本件公募についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合には失格となる場合があります。

イ 広島市議会及び広島県議会で指定管理者を指定する議案が議決されなかった（否決された）場合において、候補者に生じた損害、損失等については、本市は責めを負いません。

ウ 指定管理者の結果通知後、選定された候補者（以下「旧候補者」という。）を指定管理者に選定することが不可能になった場合、又は著しく不適当と認められる事情が生じた場合は、申請を行った旧候補者以外の他の法人等を新たな候補者として選定する場合があります。

7 提出書類・提出部数

- (1) 「提出書類一覧表」（別紙１）に記載する書類を提出してください。
- (2) 申請者の発行済株式の１００％を保有している親会社（株式会社に限る。）がいる場合は、親会社の財務状況も評価の対象としますので、申請者と同様に財務書類及び団体の概要を記載した書類を提出してください。
- (3) 申請者が、「障害者の雇用の促進等に関する法律」第４３条第７項に基づく障害者雇用状況報告書の作成時点（６月１日）において、同法第４３条第１項に基づく法定雇用障害者数を達成していない場合は、最長２年を計画期間とする障害者雇用計画書（様式１０）を提出してください。
- (4) 前記(3)の障害者雇用状況報告書の作成義務のない申請者で障害者を雇用している場合は、障害者雇用状況報告書（作成義務のない団体用）（様式９）を提出してください。また、障害者を常用雇用していることを確認することができる書類（健康保険証等及び身体障害者手帳等の写し。被保険者等記号・番号等、住所、及び生年月日が記載されている場合は、当該部分を黒塗りにする。）を提出してください。
- (5) 事業活動の実体を確認するため、申請者の本店に係る事業所調書兼実体調査同意書（様式１６）を提出してください。「広島市が推進する行政施策に関する報告書（様式６）」で本店が本市外にあり、本市内に支店又はその他事業所等がある場合は、本市内の代表的な事業所等に係る事業所調書兼実体調査同意書も提出してください。
- (6) 管理開始後に、本施設の従事者のうち本市内の在住者の割合を確認するため、従事者名簿とともに市内在住者であることが確認できる書類（運転免許証の写し等）を提出してください。
- (7) その他留意事項
 - ア １団体（１グループ）が、この募集において複数の申請をすることはできません。
 - イ 提出された書類の内容は提出後には変更できません。
 - ウ 必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。
 - エ 本市が提供する資料は、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。また、この検討の目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させ、又は内容を提示することを禁止します。
 - オ 申請に当たり、申請者が特許権、実用新案権その他法令に基づいて保護されている権利を

侵害し、第三者に損害を与えたときは、その責任の一切を申請者が負うこととします。

カ 提出書類の著作権は申請者に帰属しますが、本市が候補者の選定の公表等に必要な場合には、本市は申請書類の著作権を無償で利用できるものとします。

キ 提出された申請書類等は選定者又は落選者の如何に関わらず公文書になるため、広島市情報公開条例に基づく情報公開請求が提出された場合は、原則として請求者に対して開示されます。

ク 事業計画書には収支計画書の内容を記載しないでください。

ケ 本件に関して提出された書類は、広島県及び広島県指定管理者選定委員会緑化センター一部会使用できるものとします。

(8) 管理運営に関する収支計画書の開封（市森林公園のみ）

提出書類のうち、市森林公園の管理運営に関する収支計画書（様式5）及び積算内訳書（様式5別紙）については、次のとおり開封します。

ア 開 封 日：令和8年10月1日（木）

イ 開封場所：

ウ 実施方法

（ア）開封時には、指定管理料の提案額が上限額の範囲内であるか否かを発表します（各申請者の提案額は発表しません。）。また、申請者が1団体のみであった場合も同様に行います。

（イ）申請者は開封の立会いを希望することができます。ただし、立会者は各申請者につき1名とします。

8 管理の基準

(1) 休園日

ア 水曜日。ただし、水曜日が、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（5月3日及び同月4日を除く。）又は8月6日に当たるときはその翌日とし、5月3日に当たるときは同月2日とし、同月4日に当たるときは同月6日とします。

イ 12月29日から翌年1月3日まで

(2) 開園時間

午前9時から午後4時30分まで

(3) 行為の制限

次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受ける必要があります。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とします。

ア 行商、募金、出店その他これらに類する行為をすること。

イ 業として写真又は映画を撮影すること。

ウ 競技会、展示会、集会その他これらに類する催しのために市森林公園の全部又は一部を独占して利用すること。

エ はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。

オ 指定された場所以外へ車両を乗り入れ、又は駐車すること。

(4) 関係法令等の遵守

「3 主な関係規程」に記載の法令その他の関係法令等を遵守すること。

(5) 開園日の拡大や開園時間の延長の提案

申請者は、利用者へのサービス向上のため必要があれば、開園日の拡大や開園時間の延長について提案をすることができます。

なお、本市において必要があると判断したときは、休園日や開園時間を変更することがあります。

9 指定管理者が行う業務

(1) 業務の範囲

ア 森林の保護及び育成に関すること。

イ 憩いの場の提供に関すること。

ウ 森林・林業に関する情報の収集及び提供に関すること。

エ その他市長が必要と認める事業に関すること。

オ 市森林公園の施設及びその設備の維持管理に関すること。

カ 市森林公園と県緑化センターの両施設の有効活用による集客力の増加に関すること。

キ その他市長が定める業務

(2) 自主事業の実施

指定管理者は、事前に本市の承認を得て、施設を活用し自主事業を実施することができます。

ア 物販・飲食事業（自動販売機、公衆電話、売店、食堂等の設置）

施設利用者の便に供することを目的として、売店、飲料等の自動販売機又は食堂を設置し運営することができます（行政財産の目的外使用となることから、本市への使用料の納付が必要となります。）。

イ その他施設利用者の利便を図る事業

(3) 利用促進の取組

市森林公園の利用促進を図るため、本市が設定している以下の基準値を達成するための利用促進策を提案してください。特に市森林公園と県緑化センターの両施設の有効活用による利用者の増加に向けた提案をしてください。

本市の基準値：令和 9 年度 14 万 5 千人、令和 10 年度 14 万 5 千人、
令和 11 年度 14 万 5 千人、令和 12 年度 14 万 5 千人、
令和 13 年度 14 万 5 千人

（参考）過去 4 か年の入園者数

単位：人

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
利用者数	161,017	134,549	140,651	135,550
補正值※	—	141,043	—	—

※ 令和 5 年度の利用者数は、昆虫館の屋根改修工事に伴う休館により、利用者数が減少したため、開館期間中は実数を用い、休館中（令和 5 年 11 月 6 日から令和 6 年 1 月 31 日まで）は令和 4 年度の実績に置き換えた数値を補正值とし、平常時の入園者数として提示

します。

(4) 留意事項

ア 業務内容の詳細は「市森林公園業務仕様書」を参照してください。

イ 指定管理業務を一括して第三者に委託することはできません。ただし、指定管理業務の一部を専門業者等に委託する場合は本市の承認を受けるとともに、業務内容を報告させ、完了確認を行い、その結果について、本市に他の報告書と併せて提出してください。

ウ 指定期間終了後の引継業務

指定期間が終了するに当たって、新たな指定管理者が指定された場合は、業務内容等を引き継いでください。

10 指定管理料に関する事項

市森林公園の管理については、地方自治法第244条の2第8項により、利用料金を指定管理者の自らの収入として収受する「利用料金制」を採用します。指定管理者は、利用者が支払う利用料金及び市が支払う施設運営に要する経費（以下、「指定管理料」という。）をもって施設を運営します。

(1) 指定管理料に関する事項

ア 指定管理料の上限額

本市が支払う指定管理料（5年分）の上限額は、5億2,282万円（消費税及び地方消費税相当額を含む）とします。

※ 賃金水準及び物価水準の変動に応じて、2年目以降の指定管理料を変更する「スライド制度」を導入します。「スライド制度」の詳細については、別添「指定管理料スライド制度の手引」を参照してください。

※ 上記の指定管理料の上限額は、消費税率10%適用の場合の額です。なお、指定期間中に消費税率の変更が生じた場合は、指定管理料を調整するなどの適切な措置を講じます。

※ 施設照明のLED化の実施を予定しているため、実施後に発生する電気料金の削減効果相当額について、指定管理料を調整します。

申請者は、下記①及び②を積算※し、必要な指定管理料を提案してください。（※ 指定期間2年目以降の賃金水準及び物価水準の変動を織り込まずに積算してください。）

また、賃金及び物価スライドの対象経費については、「賃金及び物価スライド対象経費提案書」（様式20）に必要事項を記載の上、提出してください。

積算額	内訳
①管理運営経費 (支出)	施設の維持管理・運営業務に伴う指定管理者の人件費、管理費（光熱水費、修繕料、保守管理費等）、キャッシュレス決済に係る費用など
②利用料金等収入 (収入)	利用料金（モノレール利用料、駐車料金）

イ 指定管理料の支払方法

指定管理料は、原則、前金払とします。なお、指定管理者の申出により、指定管理料を概算

払とすることができます。

本市から指定管理者への支払は、原則、毎月払とします。

(2) 利用料金の取扱い（市森林公園のみ）

ア 利用料金の設定

指定管理者は、本市が条例で規定する基準額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の範囲内で、市長の承認を得て、市森林公園の利用料金を設定することになります。

（参考）本市が条例で定める金額（令和8年7月時点）

モノレールの利用料	大人（1人1往復につき）	200円
	小人（1人1往復につき）	100円
駐車料金	大型自動車及び中型自動車並びに準中型自動車（車両総重量が5,000キログラム以上のもの又は最大積載量が3,000キログラム以上のものに限る。）（1台1回につき）	1,400円
	準中型自動車（車両総重量が5,000キログラム未満かつ最大積載量が3,000キログラム未満のものに限る。）及び普通自動車（1台1回につき）	450円

イ 利用料金の減免

指定管理者は、市長の承認を受けて定める基準により、利用料金を減免又は返還することができます。

11 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間とします。

12 協定等に関する事項

(1) 仮協定・協定の締結（市森林公園のみ）

ア 本市では、第1順位の候補者と詳細な項目について協議を行い、協議成立後、仮協定を締結します。その後、広島市議会の議決を経て、候補者を指定管理者として指定し、施設管理に関する協定を締結します。

イ 第1位順位の候補者との協議が成立しない場合には、第2位順位、第3位順位の候補と順次協議を行います。

ウ 協定は、指定期間を通じての基本的な事項を定めた「基本協定」と、年度ごとの管理経費や事業実施に係る事項等を定めた「年度協定」で構成されます。

エ 指定管理者が協定の締結までに次の事項に該当するときは、仮協定を解除するとともに指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

(ア) 審査において不正行為が判明したとき。

(イ) 提出書類に虚偽の記載があることが判明したとき。

(ウ) 「4申請資格等」(8)に記載する欠格事項に該当することが判明したとき。

(エ) その他業務の履行が不可能、困難又は社会通念上不相当と本市が判断したとき。

13 その他

(1) 申請費用

申請に要する費用は、申請者の負担とします。

(2) 申請の辞退

申請を辞退するときは、辞退届を提出してください。ただし、提出された書類は、理由のいかんにかかわらず返却しません。

(3) 指定の取消し等

本市では、指定管理者が次のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。

ア 条例、規則等に違反したとき。

イ 業務に際し不正行為があったとき。

ウ 本市に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。

エ 広島市森林公園条例第15条第2項に定める基準に適合しなくなったとき。

オ 指定管理者の申請の際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき。

カ 別記「広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針（指定管理者関係分抜粋）」に定める暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者に該当（役員が該当する場合を含む。）することが判明したとき。

キ その他指定管理者に業務を行わせておくことが不可能、困難又は社会通念上不適當と本市が判断したとき。

○ 問合せ先

広島市経済観光局農林水産部農林整備課森林係 担当者名：宮中

電話：082-504-2249

FAX：082-504-2259

メールアドレス：nourin@city.hiroshima.lg.jp

住所：〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

市森林公園業務仕様書

1 管理運営に関する基本的事項

指定管理者制度は、従来の公の施設の管理委託制度とは異なり、指定管理者が施設の管理権限と責任を有し、施設の管理を代行する制度である。指定管理者は、施設の適正な管理を確保しつつ、住民サービスの質の向上を図っていく必要がある。

指定管理者は、市森林公園を管理運営するに当たっては、次の各項目に留意して円滑に実施すること。なお、本市は施設の設置者として、必要に応じて指定管理者に対して指示等を行う。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律67号）並びに、広島市森林公園条例及び条例施行規則等の内容を十分に理解し、法令の規定に基づいた運営を行うこと。
- (2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び広島市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年広島市条例第4号）の規定に基づき、個人情報の保護を徹底すること。また、個人情報を取り扱うに当たっては、広島市長の保有する個人情報の適正な管理のための措置に関する要綱及び広島市情報セキュリティポリシーに準じた措置を講じること。
- (3) 市森林公園に関し保有する情報について、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）の趣旨にのっとり、本市が情報公開を行う場合と同様、広く公開に努めること。
- (4) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）及び広島市障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例（令和2年広島市条例第16号）に基づき、本市が定める障害を理由とする差別の解消の推進に関する広島市職員対応要領を踏まえ、障害者に対する不当な差別的取扱いをすることなく、合理的な配慮をしなければならないこと。
- (5) 公の施設であることを常に念頭において、公平な管理運営を行うこととし、特定の団体等に有利あるいは不利になる運営をしないこと。
- (6) 事業計画書等に基づき、利用者が快適に施設を利用できるよう適正な管理運営を行うとともに、管理運営経費の削減に努めること。
- (7) 利用者の意見を管理運営に反映させ、利用者の満足度を高めていくこと。
- (8) 省エネルギーに努めるとともに廃棄物の発生を抑制し、環境に配慮した管理を行うこと。
- (9) 本市と密接に連携を図りながら管理運営を行うこと。

2 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 業務の範囲の大枠としては、広島市森林公園条例第3条及び応募要領に規定する、次に掲げる事業の実施に関することとする。
 - ア 森林の保護及び育成に関すること。
 - イ 憩いの場の提供に関すること。
 - ウ 森林・林業に関する情報の収集及び提供に関すること。
 - エ その他市長が必要と認める事業に関すること。
 - オ 市森林公園の施設及びその設備の維持管理に関すること。
 - カ 市森林公園と県緑化センターの両施設の有効活用による集客力の増加に関すること。
 - キ その他市長が定める業務
- (2) 施設及び設備等の維持管理
 - ア 指定管理者は、施設を適切に管理運営するため日常的に点検を行い、建築物について、仕上げ

材等の浮き、ひび割れ、はがれ、かび等の発生がない状態を維持し、かつ美観を維持すること。

イ 指定管理者は施設を常に清潔に保ち、かつ、利用者が安全で快適に使用できるよう管理運営し、関係法令に定める基準を満たすこと。

ウ 指定管理者は、設備の性能・機能保持のため、法定点検等を適切に実施すること。その際、必要な部品・消耗品等の更新を行うこと。

エ 必要な資格、知識及び豊富な経験・技能を有する者がそれぞれの管理を行うこと。

オ 建築物等の不具合を発見した場合には、速やかに本市に報告すること。

カ その他、維持管理に必要な業務内容は、別添「施設管理概要」及び「施設維持管理業務表」に定めるとおりであり、全ての項目について適切な対応を行うこと。

(3) 物品の管理

ア 指定管理者は、本市の所有に属する物品について「広島市物品管理規則」をはじめ、関係法令に基づき適正に管理すること。

イ 本市の備品を施設の運営に支障を来さないよう管理し、破損、不具合等が発生した場合は、速やかに修繕などの措置を行うこと。

※ 備品とは、比較的長期にわたって、その性質、形状等を変えことなく使用に耐えるもので、原則として取得価格が5万円以上の物品をいう。

※ 備品一覧表は、34頁から35頁のとおり。

(4) 利用料金の収受等

ア 利用料金の設定

指定管理者は、条例で規定する基準額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の範囲内で、市長の承認を得て、市森林公園の利用料金を設定すること。

イ 利用料金の減免・返還

指定管理者は、広島市森林公園条例第6条の規定により指定管理者が基準を定め、市長の承認を受けた上で、利用料金を減免又は返還する。なお、23頁「利用料金の減免・返還の基準に必ず盛り込む内容」については基準に必ず盛り込むこと。

ウ キャッシュレス決済の導入

モノレールの利用料金の収受に当たっては、指定管理者において決済代行業者と契約を締結の上、キャッシュレス決済を導入すること。また、収支計画書はキャッシュレス決済に係る費用を考慮した上で作成すること。

なお、決済端末を自主事業の対価の支払いに使用することは可能であるが、自主事業に係る運用経費は指定管理者の自主財源により賄うこと。

<利用実績>

令和6年度 1,261円

令和5年度 1,138円

<決裁端末台数及び現在利用している決裁端末>

1台（現在利用している決済端末：パナソニック製 stera(JT-C60)（1台）※）

※市備品であり、当該端末を利用する前提で収支計画書を作成すること。）

(5) 利用促進業務

市森林公園の利用率を高めるため、有効な利用促進業務を行うこと。

(6) 自然体験活動等の実施

ア 森林の保護及び育成、憩いの場としての提供

森林公園の施設を活用し、学校教育を対象とした森林公園自然体験活動や一般入園者を対象とした森林・林業体験学習活動を実施すること。

イ 森林ボランティア団体の育成

森林公園において、園内施設の維持・管理やイベント等のスタッフリーダーとして活動を行っている「自然体験活動協議会」、「フォレストクラブ森守」と連携・調整し、施設管理等を行うこと。

(7) 広島県緑化センター及び広島県立広島緑化植物公園との連携

施設管理及び普及啓発事業等の実施に際しては、管理の基準等に配慮するとともに、隣接した施設であることを踏まえた円滑な連携を図り、両施設の有効活用による集客力の増加につながるよう、十分な協議・調整を行うこと。

(8) 広報業務等

ア テレビ、ラジオ、新聞等の広報媒体やSNS等を通じて、積極的な広報活動を行うこと。

イ ホームページの運営を行うこと。

ウ リーフレットの作成・配布等を行うこと。

(9) 暴力団排除の推進

指定管理者は、施設の使用の許可等が業務の範囲となるときは、次に掲げるところにより、暴力団排除を推進すること。

ア 広島市暴力団排除条例及び別記「広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針（指定管理者関係分抜粋）」の定めに従い、施設の使用が暴力団の威力の誇示若しくは組織の維持につながり、又はその使用により得た収益が暴力団の活動の資金となる等暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することとなると認めるときは、条例の規定にかかわらず、使用を許可しないこと。なお、この場合においては、あらかじめ本市と協議すること。

イ 広島市暴力団排除条例及び別記「広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針（指定管理者関係分抜粋）」の定めに従い、施設の使用が暴力団の威力の誇示若しくは組織の維持につながり、又はその使用により得た収益が暴力団の活動の資金となる等暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することとなると認めるときは、条例の規定にかかわらず、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用の許可を受けた者に対し、退去を命ずること。なお、この場合においては、あらかじめ本市と協議すること。

3 管理の基準

(1) 休園日

ア 水曜日。ただし、水曜日が、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（5月3日及び同月4日を除く。）又は8月6日に当たるときはその翌日とし、5月3日に当たるときは同月2日とし、同月4日に当たるときは同月6日とする。

イ 12月29日から翌年1月3日まで

(2) 開園時間

午前9時から午後4時30分まで

(3) 特記事項

ア 指定管理者は、利用者へのサービス向上のため必要があれば、開園日の拡大や開園時間の延長について提案をすることができる。

イ 本市において必要があると判断したときは、休園日や開園時間を変更することがある。

4 リスク分担

詳細については、別途協定で定める。主なリスク分担は次のとおり。

リスクの種類	広島市	指定管理者
賃金水準及び物価水準の変動※ ¹	○	
需要の変動		○
自然災害等の不可抗力	協議	

第三者賠償（指定管理者に責めがある場合）		○
第三者賠償（指定管理者に責めがない場合）	○	
小規模な修繕		○
大規模な修繕（指定管理者に責めがある場合を除く。）※ ²	○	
サービスや業務内容の変更	協議	

※1 賃金及び物価スライド制度により対応する。

※2 大規模な修繕は1件当たりの費用が原則100万円以上のものとし、これに該当するか否かは、施設の規模等により、個別に本市が決定する。また、大規模な修繕は基本的には本市の負担とするが、指定管理者による修繕も可能とする。

5 自主事業

(1) 施設の利用促進のための自主事業の実施

(2) 利用者の利便性の向上のための自主事業の実施

利用者の利便に供することを目的とした飲食・物販事業（自動販売機、売店、公衆電話、食堂の設置）を行うことができる。

(3) 経理処理

自主事業は会計を独立させるものとする。

(4) 行政財産の目的外使用許可

地方自治法第238条の4第7項及び広島市財産条例の規定による自動販売機、売店、食堂、公衆電話等の設置に係る行政財産の目的外使用については、指定管理者の業務の範囲外となる。このため行政財産の目的外使用の許可については本市が行う。また、使用許可に伴い本市が定める使用料を納付するものとする。なお、これらの目的外使用許可に伴う収益については、原則、指定管理者の収益とすることができる。

6 職員配置、研修等

(1) 職員配置

管理運営業務を実施するために必要な業務執行体制を確保するとともに、労働基準法を遵守し、職員を配置すること。

配置人員は9人を標準とする。

(2) 専門職員

配置人員のうち森林・林業について専門的な知識・技術を有し、経験年数5年以上の職務経験者1人を標準とする。

(3) 有資格者

配置人員のうち監督的な地位にある者で、防火管理者の資格を有する者1人を必置とする。ただし、適正に防火管理業務が行える場合は、本部等の職員を当該施設の防火管理者とすることができる。

(4) 研修等

ア 施設利用者に対し、常に良い接遇及び接客態度を心がけること。

イ 職員には施設の管理に必要な接遇や経理事務の研修を実施すること。

ウ 緊急時対策（防犯・防災対策など）マニュアルを作成し、職員を指導すること。

エ 事故が生じた場合は速やかに本市に報告すること。

オ 個人情報の保護について、個人情報の保護に関する法律及び広島市個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守するよう、職員に周知・徹底を図ること。

カ 勤務条件については、労働関係法令を遵守すること。

7 管理運営に関連して指定管理者が行う業務

(1) 事業の報告書

ア 指定管理者は、毎月、業務実施報告書を作成し、本市に提出すること。

イ 指定管理者は、毎年度終了後速やかに事業報告書及び収支決算書を作成し、本市に提出すること。

(2) 使用者ニーズ把握のための調査等業務

指定管理者は使用者のニーズを把握するためアンケート調査等を実施すること。

(3) 自己評価の実施

指定管理者は適宜利用者等からの意見や満足度を聴取し、自己評価を行うこと。

(4) 本市が実施する業務への協力

指定管理者は、本市が実施する新たな施策、規定改正、調査、施設の現状変更等、指定管理者の協力が不可欠と認めて要請した場合は、迅速かつ誠実に対応すること。

8 モニタリング及び実績評価

(1) モニタリング及び業務実施状況の評価

本市は、指定管理者から提出された業務実施状況に係る報告書の内容を踏まえ、指定期間中にモニタリングを行い、別記「指定管理者の業務実施状況の評価について」のとおり、業務実施状況の評価し、市議会に報告するとともに、本市ホームページ等により公表する。

(2) 業務の基準を充たしていない場合の措置

実績評価の結果、指定管理者の業務が基準を充たしていないと判断した場合、本市は指定管理者が必要な改善措置を講じるよう通知や是正通告を行い、それでも改善が見られない場合、指定を取り消すことがある。

9 協定の締結

本市と指定管理者は、業務内容に関する細目的事項、管理の基準に関する細目的事項等について協議の上、基本協定及び年度協定を締結する。

10 その他

(1) 指定期間の前に行う業務

以下の業務を実施する。なお、以下の業務の実施に要する、指定管理者となる団体の人件費等の経費は、当該団体が負担すること。

ア 協定項目についての本市との協議

イ 配置する職員等の確保、職員研修

ウ 業務等に関する各種規程の作成、協議

エ 現行の指定管理者からの業務引継ぎ

(2) 保険への加入

指定管理者が加入しなければならない各種損害保険は以下のとおりである。なお、火災保険については本市が加入する。

名 称	契約内容（補償額）
施設所有者賠償責任保険	①対象 入園者、モノレール乗客の賠償責任 ②保険 入園者、モノレール乗客 (補償：対人1億円／人、2億円／事故、 対物200万円／事故、免責0)

(3) 指定期間終了にあたっての引継業務

指定管理者は、指定期間終了時に、次期指定管理者が円滑かつ支障なく施設の業務を遂行できるよう引継ぎを行う。なお、当該引継ぎに要する、指定管理者であった団体の人件費等の経費は、当該団体が負担すること。

(4) 監査

広島市監査委員等が本市の事務を監査するにあたり、必要に応じ指定管理者に対し、実地に調査し、又は必要な記録の提出を求める場合がある。

(5) 個人情報の取扱い

指定管理者には、法令等の規定により、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じる義務が課せられる。個人情報の適切な取扱いに関し実効性を確保するため、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守し、個人情報を取り扱うにあたっては、広島市長の保有する個人情報の適正な管理のための措置に関する要綱及び広島市情報セキュリティポリシーに準じた措置を講じること。

(6) 本市が推進する行政施策に係る取組（加点減点項目の取組）の推進

ア 申請時及び指定期間中の取組状況は、上記8(1)の市議会に報告する業務実施状況の評価に併せて公表する。

イ 指定管理者は、業務実施報告（月例報告）等により本市が推進する行政施策に係る取組状況（加点減点項目の取組状況）を報告し、申請時に提示した内容を原則下回らないようにするほか、指定期間中に計画等が満了するときは、再取得若しくは新たに計画を策定すること。

ウ 指定管理者は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に定める法定雇用障害者数を達成しなければならない。申請時（申請日が属する年度の6月1日時点）に達成していない場合又は指定期間開始後に法定雇用障害者数が未達成となった場合は、障害者雇用計画書を作成して本市に提出するとともに、同計画に基づき確実に障害者を雇用すること。

エ 障害者雇用計画書の終期までに法定雇用障害者数を達成できなかった場合は、理由及び今後の対応策を記載した次期の障害者雇用計画書（2年を限度とする。）を本市に提出し、承認を得ること。

オ 指定管理者がジョイント方式により構成された団体の場合は、代表団体がその他の構成団体に対し、本市が推進する行政施策に係る取組（加点減点項目の取組）を推進するよう働きかけること。また、指定管理者が中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合等の場合は、事業協同組合等が本事業に参画する組合員等に対し、同取組を推進するよう働きかけること。なお、当該者に係る取組状況は、代表団体等と同様に市議会へ報告した上で公表するため、業務実施報告（月例報告）等により報告すること。

(7) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）への対応

指定管理者は、本市に代わって公の施設の管理運営を行うことから、適格請求書等の交付が必要となる取引が想定される場合は、買手である課税事業者が仕入税額控除を受けることができるよう、適格請求書発行事業者の登録を受けるよう努めること。

(8) 昆虫館との連携

施設管理及び普及啓発事業等の実施に際しては、管理の基準等に配慮するとともに、昆虫館の指定管理者とは、隣接した施設であることを踏まえた円滑な連携を図ることができるよう十分な協議・調整を行うこと。

「施設管理概要」

項 目	内 容
(1)管理区域の維持管理	駐車ゲート対応、駐車整理、遊具安全点検、防火・道路管理、施設の見回り点検、水源・水質点検・ワンパク橋点検、山城展望台点検、樹木管理等
(2)応対等	駐車料収納（年間利用台数：約3万6千台）、窓口応対、電話応対、予約事務（デイキャンプ場、グラウンド・ゴルフ場、イベント等）、入園者数計測、緊急時の対応（避難訓練を含む）、その他委託事務、庶務など
(3)PR等	開設中のホームページ管理、市広報への情報提供、マスコミへのPR（年間約300件）、SNSの積極的な活用、取材対応など
	①案内パンフレットの作成（森林公園案内3タイプ） ②案内パンフレットの配布、広告掲載、記念品プレゼント、無料送迎車など ③イベントの広告掲載 ④新聞折り込み ⑤開園記念日
(4)森林情報収集・提供	ひろしま森づくりインフォメーションセンター定例会・会報・情報紙
(5)設備リース等	①駐車場精算機 ア 第1料金ゲート用駐車精算機、カーゲート、監視盤等1組 イ 第2料金ゲート用均一料金精算機、カーゲート、車両感知器、警報盤、カメラシステム、保護屋根テント等1組 ②モノレール発券機 1台 ③電話設備 主装置1式、電話機（多機能9台、停電多機能2台、一般4台） ④トイレ脱臭装置 設置場所：管理センター、休憩所 ⑤簡易水洗トイレ 場所：多目的広場1組（大1基、小1基、手洗い1基）
(6)その他施設管理事務	別記「施設維持管理業務表」のとおり

「施設維持管理業務表」

業 務 名	概 要	内 容
(1)建物清掃	公園内の建物や屋外便所の清掃、ゴミ回収等を適正に行い、来園者に不快感を与えないよう、快適な環境を整える。	①施設 管理センター（デッキを含む）、休憩所、屋外便所6箇所（毎日管理。但し、林業体験広場部分は週1回） ②規模 面積 826 m ² （管理センター497 m ² 、休憩所 329 m ² など） ③内容 清掃、ゴミ収集、トイレの清潔管理（ペーパー補充含む）、ワックスがけ年4回など
(2)園内清掃	公園内の道路、遊歩道、広場、屋外施設等の清掃及びゴミ回収等を適正に行い、来園者に不快感を与えないよう、快適な環境を整える。	①区域 a)公園内 13.3ha（管理棟～昆虫館までの公園の核部分）（毎日管理） b)多目的広場、林業体験広場（随時管理） c)道路（馬木方面からの進入ゲート～料金ゲート間、福田方面からの進入ゲート～料金ゲート間、林業体験広場区間、山城展望台区間）（随時管理：通常週1回） ②内容 建物外回りの設備・道路、側溝など清掃、ゴミ収集処分（落ち葉含む）、除雪等
(3)固形状廃棄物搬出処理	公園内で収集・集積したゴミ等を搬出し、処理する。	①内容 園外へのゴミ搬出処分、排出量：年間約 20 t（昆虫館から搬出するゴミを含む。） ②週2回（月曜日・木曜日）
(4)貯水槽清掃	来園者に快適な環境を整え、業務の円滑化を図るため、園内に設置してある貯水槽の清掃をする。	①施設 a)取水槽：雑用水のみ 2 m ³ 2槽 b)受水槽：飲料水 144 m ³ 2槽、雑用水 117 m ³ 2槽 c)高置水槽：飲料水 36 m ³ 2槽、雑用水 54 m ³ 2槽 ②清掃回数・時期 取水槽年6回（隔月1回）、飲料水槽年2回（9・3月）、雑用高置水槽年1回（3月） ③資格 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第28条第5号の規定により厚生大臣が定める貯水槽清掃作業従事者研修の課程を終了した者
(5)し尿浄化保守点検	公園内のし尿処理浄化槽の保守点検・管理を適正に行い、法令に基づく排出基準を満たす一方、園内の雑用水として再利用に適するよう水質管理基準も満たすよう管理する。	施設（合併処理し尿浄化槽施設） a)構造：RC構造、 処理方式：接触ばっ気方式+三次処理設備、流入調整槽型 b)処理対象人数：1,110人、処理汚水量：180 m ³ /日、処理水質：BOD10ppm以下 c)法令など ・浄化槽法第10条第1項（保守点検及び清掃規定） ・浄化槽法第10条第2項（技術管理者の設置義務） ・広島市浄化槽指導要領第8条（浄化槽保守点検業者への委託）
(6)し尿収集運搬	汲み取り式トイレのし尿を収集運搬する。	①施設（汲み取り式トイレ）2箇所 a)林業体験広場 1,100ℓ b)多目的広場（グラウンドゴルフ場）仮設トイレ 430ℓ ②内容 汲み取り、年2～3回程度

業 務 名	概 要	内 容
(7)し尿浄化槽汚泥排出	汚泥貯水槽に貯留されている汚泥を抜き取り搬出する。	①施設 合併処理し尿浄化槽施設 ②内容 年1回 14.8kl
(8)樹木その他保守管理	公園内の修景整備及び植物の育成を行う。	①区域 a)公園内 13.3ha (管理棟～昆虫館までの公園の核部分) b)多目的広場、林業体験広場 c)道路 (馬木方面からの進入ゲート～料金ゲート間、福田方面からの進入ゲート～料金ゲート間、多目的広場区間、山城展望台区間) ②管理規模、内容 a)除草：約 1.4ha (年5回延べ約 5ha) b)病虫害防除 (年5回延べ 6,000 本+0.8ha) サクラ 700 本、高木 800 本、ツツジ 2,000 m ² 、生垣 1,000 m ² など c)剪定 (年2回、灌木 約 3,100 m ² /年)
(9)モノレール保守点検	モノレールの良好かつ安全な作動状態を保持する。	①施設 (管理棟北～山城展望台) 設置：平成 16 年 4 月 a)車両：ニッカリ製運転車両+客車 1 台 (8 人) b)軌道：延長 171m ②点検 林業用単軌条運搬機安全管理要綱第 5 条(1)イ、ロのほか、製造者が定める項目 月例点検：月 1 回、年次点検：年 1 回、通常点検：運転日
(10)自家用電気工作物保守点検	自家用電気工作物を良好な状態に維持保全し、正常な運営を確保する。	①対象施設 a)自家用電気工作物設備容量 410KvA b)非常用予備発電装置発電容量 210KvA ②法令 電気事業法第 38 条第 4 項による自家用電気工作物、電気事業法第 43 条第 2 項による経済産業大臣の認定を受けた主任技術者、同施行規則第 52 条第 2 項に基づく専門業者 ③点検 月次点検：設備全般、年次点検：受電設備・電線路ほか 臨時点検：変圧器等
(11)給水施設保守点検	給水施設の円滑かつ良好な運転状態を保持する。	①設備 取水ポンプ 4 箇所、取水槽 1 箇所、受水槽 1 箇所、高置水槽 1 箇所 ②点検 自動給水装置点検、一般回転機械通常点検、警報操作盤点検、水槽 (取水槽、受水槽、高置水槽) 点検 年 6 回 (隔月)
(12)自動滅菌装置保守点検	受水槽及び高置水槽の自動滅菌装置の円滑かつ良好な作動状況を保持する。	①設備 受水槽、高置水槽の各飲用水系、雑用水系 ②点検 仕様薬品、滅菌機、薬液槽、残留塩素計などを年 6 回 (隔月) 実施
(13)空調機器保守点検	空調機器の円滑かつ良好な作動状況を保持する。	①対象 a)管理センター (空調機 8 機－ダイキン工業製、換気扇 2 機－三菱電機製) b)休憩所 (空調機 5 機－ダイキン工業製、換気扇 4 機－三菱電機製) ②内容 機能点検、清掃、調整、潤滑油の補給・取替え、エアフィルター管理など ③点検

業 務 名	概 要	内 容
		毎年2回
(14)消防用設備等保守点検	消防法に基づく消防設備の点検を行う。	①設備：管理センター及び休憩所の消防用設備 ②内容：機器点検、総合点検 ③法令：消防法第17条の3の3等 ④点検：6ヶ月点検、1年点検
(15)遊具等点検等	遊具の安全かつ快適な状態を保持する。	①設備 a)山城展望台＝(株)ムネミツ製 b)ワンパク橋＝(株)新和製 c)ザイルクライミング、すべり台、鉄棒腹筋台、複合遊具すべり台、木製ロープ渡り、パイプトンネル、パラボラ遊具、パイプ遊具、もしもしパイプ遊具、スプリング遊具5基、ターザンロープ、2連ブランコ＝タカオ(株)、(株)コトブキ製品等、ミニログハウス6基 ②内容 破損・異常などの点検・保守 ③点検 年間1回（但し、老朽化が懸念されるものは必要に応じた点検を行う。）
(16)進入路等法面整理	料金ゲートまでの進入路の道路景観の保持と倒木による危害防止のための管理を行う。	①箇所 進入路～料金ゲート間2箇所（馬木～約2km、福田～約1.6km） ②内容 進入路沿いの松くい虫被害木伐倒、法面の除草など ③その他 馬木側から料金ゲートまでは道路隣接土地所有者の要承諾調整 ④実施 年1回又は随時
(17)専用水道水質検査	園内飲用水の安全管理を行う。	①施設 飲用水道施設（ボーリング4箇所、受水槽、高置水槽、試料採水地点（管理センター）） ②内容 a)施設の検査（周辺環境、施設本体・上部・内部） b)水道法第20条第1項の規定に基づき水質検査を実施する。 ③法令 水道法第3条第6項及び水道法施行令第6条に定める水道技術管理者の設置 ④検査 a)施設・水質（臭気、色、濁度、残留塩素）：毎日 b)外観検査：毎月3回 c)全項目検査：年4回 d)一般項目検査：年8回
(18)警備	火災、盗難、建物及び器物の破損並びに不正行為を未然に防止するため、警備をする。	①区域 指定地点 ②時間 原則として職員不在時 ③内容 a)管理センター及び休憩所の機械警備（機械警備保守点検：3ヶ月に1回） b)巡回警備

業 務 名	概 要	内 容
		13 箇所（開園日は夜間、休園日は終日のうち毎日 1 回）
(19) 駐車場整理	日・祝日等における駐車・交通の整理を迅速、安全に行う。	①場所 駐車場（第 1・第 2 駐車場、臨時駐車場（中央広場、多目的広場、その他）及び林道など ②その他 a) 業務上必要な損害賠償責任保険に加入すること。 b) 責任者が園内の状況を把握し、整理を迅速に行うこと。 ③実施 年間 50 日、人役：年間 200 人
(20) モノレール運行	公園内に設置しているモノレールを運行する。	①施設 ニッカリ製運転車両＋客車 2 台（8 人）電動仕様、軌道：延長 171m ②運行日 雨・雪などの悪天候を除く開園日：年間約 240 日間、利用者：年間約 1 万人 ③内容 機器点検、運転操作、乗り降り整理、乗車券のもぎ取り回収、減免対象者の受付及びチェック 別報告、運行記録、緊急時の対応（含む避難訓練） ④その他 運転者は設置業者の運行講習を履修すること ⑤体制 平日：1 名、繁忙時：2 名、年間：約 320 人役
(21) 硬貨選別機等保守点検	硬貨選別機などを良好な作動状態に維持させる。	①機種 グローリー小型硬貨選別機 SU-60P 1 台 ②点検 不具合が生じた際にメーカーへ依頼
(22) し尿浄化槽法定検査	し尿浄化槽の水質検査、清掃・保守点検の第三者機関検査を行う。	①法令による指定機関 (社)広島県環境保全センター ②内容 外観検査、水質検査、書類検査 ③法令 浄化槽法第 7 条、第 11 条、第 57 条 ④検査 年 1 回
(23) 施設等補修	進入路、作業路、遊歩道等の補修、側溝上げ、草刈。その他施設・設備補修を行う。	森林公園を安全に利用できるよう、進入路、林道藤ヶ丸線・呉娑々宇支線、作業路、遊歩道の路面補修・草刈・側溝上げ等を行うとともに、その他施設・設備・備品の必要な補修を行う。

利用料金の減免・返還の基準に必ず盛り込む内容

減 免 の 対 象	減 免 額
1 公の団体又は営利を目的としない団体が公益上の目的のために森林公園に入園するとき。	駐車料金の全額 モノレール利用料の全額
2 社会福祉施設に入所している者が割引率されて森林公園に入園する場合。社会福祉施設とは、社会福祉法に基づく第1種・第2種事業を行っている施設をいう。	駐車料金の全額 モノレール利用料の全額
3 社会福祉施設の職員などが割引率者として森林公園モノレールを利用するとき。	モノレール利用料の全額
4 原爆障害者章、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、特定医療費（指定難病）受給者証又は小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている者が当該原爆障害者章、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、特定医療費（指定難病）受給者証又は小児慢性特定疾病医療受給者証を提示して森林公園モノレールを利用するとき。	モノレール利用料の全額
5 身体障害者手帳1・2級、療育手帳㊦・A、精神障害者保健福祉手帳1級、広島県道路交通法施行細則による標章を有する者が手帳等を提示して森林公園に入園するとき。	駐車料金の全額 (同乗の普通自動車車両を含む。)
6 65歳以上の者であることを確認できる公的証明書（健康保険証、運転免許証等）を提示して森林公園モノレールを利用するとき。	モノレール利用料の全額
7 市の主催する行事に参加する者が森林公園に入園する場合において市長が特に減免を認めるとき。	駐車料金の全額 モノレール利用料の全額
8 市民参加の森林づくり実行委員会が実施する事業の参加者。	駐車料金の全額
9 森林ボランティア団体が森林公園を整備するための活動を実施するため入園するとき。	駐車料金の全額

広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針(指定管理者関係分抜粋)

1 目的

この事務処理方針は、広島市暴力団排除条例第6条及び第7条の規定を円滑に運用するため、本市が実施する事務又は事業が暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することにならないよう、本市が講じる暴力団排除の措置について、その取扱いを定めるものである。

2 定義

(1) 暴力団

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(2) 暴力団員

法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(3) 県公安委員会公表者

暴力団への利益供与を行ったことなどにより、広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者をいう。

広島市暴力団排除条例においては、暴力団員及び県公安委員会公表者を「暴力団員等」と定義している。

(4) 暴力団密接関係者

次のいずれかに該当する者をいう。（実際の排除時の認定については、広島県警察本部（以下「警察本部」という。）との個別協議を要する。）

ア その行うべき事業の経営若しくは運営を暴力団若しくは暴力団員等（暴力団員及び県公安委員会公表者をいう。以下この項目において同じ。）に行わせ、経営上若しくは運営上の重要事項の決定に暴力団若しくは暴力団員等を関与させ、又は暴力団員等を役員若しくは店舗、工場その他の事業所を代表する使用人としている事業者

イ 暴力団が勢力を誇示するために行う活動若しくは暴力団に特有の行事に参加し、又はこれらの活動若しくは行事の開催を支援するなど、積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与することとなる行為をしている者（事業者を含む）

ウ 暴力団員とゴルフ、飲食（生活上必要な日常の食事を除く。）、旅行その他の遊興をしばしば共にし、又は暴力団若しくは暴力団員と社会通念上形式的又は儀礼的なものと認められる限度を超えた贈答を行うなど、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（事業者を含む）

エ 情を知って、上記アからウまでの者を利用している者（事業者を含む）

オ 情を知って、上記アからウまでの者に資金等を供給し、又は便宜を供与している者（事業者を含む）

(5) 排除対象者

原則、前記(1)～(4)該当するものをいう。（ただし、前記(4)の暴力団密接関係者を排除対象者とするかどうか等については、事務事業の内容に応じて判断するものとする。）

(6) 事務事業

原則として本市が実施する全ての事務又は事業をいう。

(7) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利する

事務事業を通じて暴力団にとって有益となる行為を行うことにより、暴力団の組織の維持・拡大

に資することをいう。

3 暴力団排除の基本的な考え方

(1) 排除の対象となる事務事業

暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利するおそれのある事務事業とする。

(2) 排除の根拠となる規程等の整備

排除の対象となる事務事業については、暴力団の排除の根拠となる条例、規則、要綱、要領等を個別に整備し、排除の基準を明確にする。

(3) 排除の方法

排除の対象となる事務事業の相手方が排除対象者である場合、あるいは、事務事業により暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することとなると認められる場合には、契約、許認可、補助金等の交付、公の施設の指定管理者の指定又は使用の許可等の事務事業において、その相手方としない等必要な措置を講じる。

(4) 排除の例外

事務事業のうち、次に掲げるものについては、排除措置を行わないことができる。

ア 事務事業の内容から暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利するものとならないもの。

(ア) 事務事業の相手方が公益的法人等、公共的団体等、公益事業者など、排除の対象として確認を行う必要のない団体等（後記(5)参照）に限定されているため、暴力団が関与する可能性がないもの。

(イ) その他、事務事業の内容から暴力団が関与する可能性がないもの。

イ 法令等に基づく許認可、登録などの事務で、要件や欠格事由が明確に限定されており、本市の裁量により排除対象者であることを理由に排除ができないもの。（食品衛生法に基づく営業許可等）

ウ 排除措置の内容にかかわらず、措置を行うこと自体が、事務事業の目的、趣旨を大幅に逸脱するもの又は基本的人権を侵害すると判断されるもの。（各種奨学金制度、医療費助成等）

エ その他、災害時等緊急を要する場合に排除措置を行うことにより事務事業が遅延し、市民生活に支障をきたすなど、排除措置を行うことが適当でないもの。

(5) 排除の対象として確認を行う必要のない団体等

次に掲げる団体等については、暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することがないと考えられることから、警察本部への照会等排除の対象としての確認は行わないものとする。

ア 国及び地方公共団体

イ 特殊法人、認可法人、特別民間法人、独立行政法人及び地方独立行政法人

ウ 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の規定により地方公共団体が条例で定める公益的法人等

エ 国又は地方公共団体が構成員となっている実行委員会、協議会等の団体

オ 農業協同組合、商工会、社会福祉協議会、青年団等の公共的団体等

カ 電気事業者、ガス事業者等の公益事業者

キ 町内会、自治会等の地縁団体、子ども会、老人会等の特定の目的をもって地域で組織される団体、又はその連合会など、その団体の活動内容等により暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利するおそれのない団体

ク その他、本市がその団体の活動内容等を詳細に把握しており、暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利するおそれがないことが明らかな団体

(6) 国の法令等に基づく排除措置

本市の裁量が及ばない法定受託事務等で、国の法令等に基づき暴力団の排除措置を講じる事務事業については、この事務処理方針によらず、当該法令等により排除措置を講じるものとする。（産業廃棄物処理業からの暴力団排除、暴力団員に対する生活保護の適用等）

4 具体的な作業手順

(1) 関係規程等の整備

各所属において、前記3「暴力団排除の基本的な考え方」に基づき、所管する事務事業に係る規程や関係様式等の改正等の必要性について確認し、必要なものについては下記の手順を参考として規程等の整備を行う。

ア 排除規程（規則、要綱等）の整備

(7) 入札時、許認可等申請時（事前）における排除条項の整備

- 事務事業の相手方から暴力団、暴力団員、県公安委員会公表者及び暴力団密接関係者を排除する条項を整備する場合

【規定例1-(1)】

次に掲げる者は〇〇としない。

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- 2 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者
- 3 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

【規定例1-(2)】

次に掲げる者は〇〇できない。

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- 2 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者
- 3 次のいずれかに該当する者
 - (1) その行うべき事業の経営若しくは運営を暴力団若しくは暴力団員等（暴力団員及び上記2の規定による者をいう。以下同じ。）に行わせ、経営上若しくは運営上の重要事項の決定に暴力団若しくは暴力団員等を関与させ、又は暴力団員等を役員若しくは店舗、工場その他の事業所を代表する使用人としている事業者
 - (2) 暴力団が勢力を誇示するために行う活動若しくは暴力団に特有の行事に参加し、又はこれらの活動若しくは行事の開催を支援するなど、積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与することとなる行為をしている者
 - (3) 暴力団員とゴルフ、飲食（生活上必要な日常の食事を除く。）、旅行その他の遊興をしばしば共にし、又は暴力団若しくは暴力団員と社会通念上形式的又は儀礼的なものと認められる限度を超えた贈答を行うなど、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(4) 情を知って、上記(1)から(3)までの者を利用している者

(5) 情を知って、上記(1)から(3)までの者に資金等を提供し、又は便宜を供与している者

- 許可・承認等が暴力団の利益になる（又はそのおそれがある）と認められることを排除する条項を整備する場合

【規定例2】

次のいずれかに該当するときは○○する（しない）ことができる。

1 暴力団の利益になり、又はそのおそれがあると認められるとき。

(イ) 契約締結後、許認可等決定後（事後）における排除条項の整備

- ・ 契約締結後や許認可等決定後に、暴力団、暴力団員、県公安委員会公表者又は暴力団密接関係者であることが判明した場合、又は暴力団の利益になり若しくはそのおそれがあると認められた場合に、契約の解除、許認可等の取消や補助金等の返還をさせることができる旨の規定を整備する。
- ・ 事務事業からの排除を逃れるため、暴力団員、県公安委員会公表者又は暴力団密接関係者であることを隠ぺいするなど、虚偽の申請等を行った場合は取消しや解除、解約等ができる規定を整備する。
- ・ 事業の内容に応じて、違約利息、損害賠償等の規定を追加する。

イ 関係様式等の改正等

暴力団排除のための関係様式等の改正については、次のようなものが考えられることから、必要に応じた改正等を行うものとする。

(ア) 警察に照会するための情報の収集等

暴力団員、県公安委員会公表者又は暴力団密接関係者の該当性について警察に照会を行う場合には、相手方の「氏名」、「読み仮名」、「生年月日」が必要となることから、それらの情報を収集するための申請書等の改正を行う。

- ・ 申請者等が個人の場合は、「氏名」、「読み仮名」、「生年月日」がわかるように申請書等の様式を改正する。
- ・ 申請者等が法人の場合には、必要に応じて、役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対して業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）の「役職名」、「氏名」、「読み仮名」、「生年月日」を記入した役員名簿を添付するよう規程等を改正する。
- ・ 法人以外の団体等の申請の場合も同様とする。
- ・ 警察等に照会する旨を申請書等に記載し、相手方の同意を得る。

【記載例】

○○を承諾のうえ、次のとおり申請します。また、この申請書の内容について、暴力団排除のため、関係する官公庁へ照会する場合があることに同意します。

【留意点】

申請書等への生年月日の記入は、個人情報の利用目的を明確にしたうえでないとトラブルの元になるおそれがあることから、警察等への照会の同意を得るなど、その利用目的を相手方に周知する必要がある。

(イ) 事前確認欄の整備

申請等を行う際に、申請等を行おうとする者が自ら「不承認事由」を確認することができるよう、申請書等にチェック欄を設ける。

【記載例】

(チェック欄)

- ☐ 暴力団員又は暴力団関係者ではありません。
- ☐ 暴力団の利益になる〇〇ではありません。

(ウ) 誓約書等の作成

従来申請書に加え、暴力団員等でないこと、暴力団の利益になるものでないことなどの誓約書を新たに作成する。

ウ 警察への規程等の送付

暴力団の排除措置を講じている関係規程等は、市民局市民安全推進課を経由して警察本部に送付する。

また、関係規程等の改正を行った場合も同様とする。

(2) 事務事業の相手方への周知

所管する事務事業について、暴力団排除の根拠となる関係規程等の改正を行った場合は、速やかに改正の趣旨及び改正内容を事務事業の相手方又は相手方になろうとする者に対して周知するよう努めるものとする。

5 具体的な排除方法及び警察本部への照会の基準等

(1)～(5) (略)

(6) 公の施設の使用の許可等に係る事務

ア 排除の対象

暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利用することになる使用（相手方が暴力団員等であることの該当性により判断するのではなく、使用目的や内容で判断する。）

【排除の対象となる使用の例】

1 暴力団の威力誇示や組織維持につながるもの

- 会議室を使用した襲名披露式、出所祝
- 会議室を使用した結婚披露宴（威力誇示や組織維持につながるものに限る）
- ホールを使用した組織拡大に資する講演会

2 暴力団の資金源につながるもの

（施設を使用して得た収益金が暴力団の資金源になるものに限る）

- ホールを使用したコンサート
- 体育館を使用した格闘技大会
- ロビーやギャラリーを使用した倒産品市
- 公園や公共広場等を使用したイベント（露店の出店を含む）

イ 警察本部への確認の基準等

(ア) 確認の基準

公の施設の使用等の申請（予約）時の使用目的・内容、相手方の言動等により、排除対象となる使用の疑いがある場合（市民安全推進課と協議し、その必要があると判断した場合に限る）

(イ) 外部からの通報時の処理基準

外部からの情報提供等により、排除対象となる使用である疑いが生じた場合は、市民安全推

進課と協議のうえ、必要に応じて警察本部に確認する。

ウ 具体的な排除方法等

(ア) 申請（予約）時の警察本部への確認により排除対象となる使用であると判明した場合は、不許可・不承認とする。（申請と同時に許可を与えるものなど、既に許可等を行っているものについては、許可の取り消し等を行う。）

(イ) 許可等の決定後、外部からの情報提供等に基づく警察本部への確認により、又は警察本部からの通報により排除対象となる使用であることが判明した場合は、既にした許可等を取り消すとともに、使用料に係る清算等必要な措置を講じる。

エ 申請窓口における周知等

(ア) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することになる使用を排除するため、「暴力団の利益となる使用は不許可とする。」「使用許可の決定にあたり、警察と協議する場合がある。」ことを申請窓口等で周知するとともに、このことに承諾を得るために「使用申請書」等の様式を見直すものとする。（必要に応じて「利用規約」「利用の手引き」等の改正を行う。）

※ 前記4「具体的な作業手順」の「(1)関係規程等の整備」を参照

(イ) 暴力団への対応は、個人ではなく組織として対応する必要があることから、施設毎の実情を踏まえた対応マニュアルを策定するとともに、定期的な職員研修を実施するものとする。

(7) (略)

6 警察本部への照会等

(略)

7 広島県暴力団排除条例第19条第3項の規定による公表について

(略)

8 収集した情報の適正な管理

暴力団排除に係る相手方の「氏名」、「読み仮名」、「生年月日」の情報の収集、警察本部に対するこれらの情報の提供は、本市が実施する事務又は事業が暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することにならないよう、本市が必要な措置を講じるためのものであり、それ以外の目的で利用又は提供してはならない。

9 その他

(略)

附 則

この事務処理方針は、広島市暴力団排除条例の施行の日から施行する。

(別添) (略)

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、本業務を行うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、本業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。本協定の期間満了後、又は本協定の解除後においても同様とする。

（従事者の監督）

第3 乙は、本業務に従事している者に対し、本業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。本協定の期間満了後、又は本協定の解除後においても同様とする。

（取得の制限）

第4 乙は、本業務を行うために個人情報を取得するときは、本業務の目的の範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外の利用及び提供の制限）

第5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、本業務に関して知り得た個人情報を本業務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

（再委託の禁止）

第6 乙は、本業務を行うための個人情報を自ら取り扱うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

（再委託等に当たっての留意事項）

第7 乙は、甲の承諾を得て本業務の一部を第三者に委託（二以上の段階にわたる委託をする場合及び乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）に委託をする場合を含む。以下「再委託等」という。）する場合には、再委託等の相手方に対し、甲及び乙と同様の安全管理措置を講じなければならないことを周知するとともに、本協定に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

（再委託等に係る連帯責任）

第8 乙は、再委託等の相手方の行為について、再委託等の相手方と連帯してその責任を負うものとする。

（再委託等の相手方に対する管理及び監督）

第9 乙は、再委託等をする場合には、再委託等をする業務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再委託等の相手方に対し適切な管理及び監督をするとともに、甲から求められたときは、その管理及び監督の状況を報告しなければならない。

（安全管理措置）

第10 乙は、本業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（作業場所以外での業務の禁止等）

第11 乙は、本業務の作業場所を甲に報告するものとし、当該作業場所以外で本業務を行ってはならない。また、甲が指定する場所又は当該作業場所以外に個人情報を持ち出してはならない。

（複写及び複製の禁止）

第12 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、本業務を行うために甲から提供を受け、又は自ら収集した個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第13 乙は、本業務を行うために甲から提供を受け、又は自ら取得した個人情報が記録された資料等を本協定の期間満了後又は本協定の解除後、直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

(取扱状況の報告及び調査)

第14 甲は、必要があると認めるときは、乙又は再委託等の相手方に対して、本業務を処理するために取り扱う個人情報の取扱状況を報告させ、又は調査を行うことができる。

(事故発生時における報告等)

第15 乙は、本業務に関し個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態及び本協定に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがある場合（再委託等の相手方により発生し、又は発生したおそれがある場合を含む。）は、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。本協定の期間満了後、又は本協定の解除後においても同様とする。これらの場合において、乙は、甲から立入検査の実施を求められたときは、これに応ずるものとする。

(指定の取消し等)

第16 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合には、その指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(損害賠償)

第17 本業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。

(開示等の求めに応ずる義務)

第18条 乙は、その保有する個人情報について、個人情報の本人から開示、訂正又は利用停止を求められた場合は、甲が行う個人情報の取扱いの例により、これに応ずるものとする。

市森林公園指定管理者の申請者の評価基準

ア 評価項目・配点

評 価 項 目	配 点
【1 市民の平等利用を確保することができること。】 〔評価のポイント〕 ① 利用者の平等かつ公平な利用を確保するための方策等が、条例、規則等に沿った適切なものとなっているか。 ② 障害者や高齢者などの施設の利用に当たっての合理的配慮について、どのような方策がとられているか。	5 点
【2 施設効用が最大限に発揮されること。】 〔評価のポイント〕 ① 森林公園と県緑化センターの両施設の利用促進策が具体的なものになっているか。 ② 利用者に対するサービスの向上を図れるものになっているか。 ③ 森林公園と県緑化センターの両施設の維持管理の内容が具体的なものになっているか。 ④ 自然体験活動等の事業の内容は森林公園と県緑化センターの両施設の設置目的に沿ったものになっているか。 ⑤ 利用料金の設定（森林公園）等は、利用者サービスを考慮したものになっているか。	35 点
【3 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していると認められること。】 〔評価のポイント〕 ① 団体の経営は安定しているか。 ② 市及び県が提示した適正な管理の実施が確保されるようになっているか。 ③ 個人情報等の管理体制は適正か。 ④ 緊急事態等に対応可能な体制になっているか。 ⑤ サービス内容や利用実態に関する実績が適切であるか。	30 点
【4 森林公園と県緑化センターの両施設の有効活用による利用者の増加が図られること。】 〔評価のポイント〕 ① 両施設の特徴を生かしつつ、両施設を連携させた新たな事業提案を行うなど、利用者の増加に向けた内容になっているか。	20 点
【5 管理経費の縮減】 ① 市に提案した森林公園申請提案額（以下「市提案額」という。）と県に提案した県緑化センター申請提案額（以下「県提案額」という。）の合算額（以下「提案額」という。）で算出する。 ② 市提案額が市の指定管理料の上限額を超える場合、又は県提案額が県の指定管理料の上限額を超える場合は、0点とする。 ③ 提案額が下限額を下回る場合、調査の結果、業務が適正に履行されないおそれがあると認められるときは0点とし、適正に履行されると認められるときは満点（10点）とする。 ④ 上記②、③以外の場合は、次の算式により採点する。ただし、その数値が1未満の場合は1点とする。 〔算式〕 $\left[\frac{\text{上限額} - \text{提案額}}{\text{上限額} - \text{下限額}} \times 10 \text{点} \right] \quad \left\{ \text{小数点第2位を四捨五入} \right\}$	10 点
計	100 点

（注） 上記評価項目のうちいずれか1項目に「0点」がある場合は、選定の対象外とする。

イ 加点減点項目・配点

【1 障害者雇用率の達成】 ① 障害者雇用率が2.5%を超えて3.75%未満の場合は4点加点 ② 障害者雇用率が3.75%以上で5.0%未満の場合は7点加点 ③ 障害者雇用率が5.0%以上の場合は10点加点 ④ 過去2年度分の障害者雇用納付金を1年度分でも滞納していた場合は2点減点	公庫・公団等の特殊法人等の場合は、障害者雇用率を「2.5%→2.8%」「3.75%→4.2%」「5.0%→5.6%」と読み替える。
【2 環境問題への配慮】 ISO 14001 若しくは ISO 14005 又はエコアクション21を取得している場合は5点加点	
【3 男女共同参画・子育て支援の推進】 ① 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定義務があるが策定していない場合は3点減点 ② 次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受けている場合は2点加点 ③ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「一般事業主行動計画」の策定義務があるが策定していない場合は3点減点 ④ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定を受けている場合は2点加点	
【4 地域貢献度】 ① 広島市内に、本店がある場合は4点、本店がなく支店がある場合は2点、その他事業所等がある場合は1点を加点する。 ② 本施設の従事者のうち市内在住者の割合が、8割以上の場合は3点、5割以上で8割未満の場合は2点、2割以上で5割未満の場合は1点を加点する。	
上記の項目の合計得点に0.5を乗じたものを加点減点項目全体の得点とする。	

※ ジョイント方式により構成された団体の場合、代表団体の取組状況で評価する。

※ 【障害者雇用率の達成】については、障害者雇用状況報告書の作成義務がない団体であっても加点対象とする。

※ 【地域貢献度】の①については、事業活動を行っている事業所等があれば雇用が創出され、地域経済の活性化につながることから加点している。このため、事業所等の登記を行っている場合であっても、本市が調査した結果、事業活動の実体がないと判断したときは加点しない。

広島市森林公園 備品一覧表

品 名	形状・その他	価 格	取得年月日
アンプ	ヤマハ EMX312SC	67,200	H220330
ウインチ	セイレイ工業製	245,000	H120331
ウインチ		950,400	H291113
ウインチ		950,400	H291113
ウインチ		950,400	H300913
ウインチ		950,400	H300913
ウインチ		950,400	H300913
チャイルドシート	コンビチャチャ キープEBK04	82,320	H120331
チャイルドシート	コンビチャチャ キープEBK04	82,320	H120331
チャイルドシート	コンビチャチャ キープEBK04	82,320	H120331
チャイルドシート	コンビチャチャ キープEBK04	82,320	H120331
テーブル	木工家具 テーブル	76,000	H011031
テーブル	木工家具 テーブル	76,000	H011031
テーブル	木工家具 野外卓	110,000	H011031
テーブル	木工家具 野外卓	110,000	H011031
テーブル	木工家具 野外卓	110,000	H011031
テーブル	木工家具 野外卓	110,000	H011031
テーブル	木工家具 野外卓	110,000	H011031
テーブル	木工家具 野外卓	110,000	H011031
トラック	45の4179 マツダタイタン	2,884,000	H040325
ベビーバット	横型アビーロードおむつっこJr	140,910	H120331
ベビーバット	横型アビーロードおむつっこJr	140,910	H120331
ベビーバット	横型アビーロードおむつっこJr	140,910	H120331
ベビーバット	横型アビーロードおむつっこJr	140,910	H120331
モバイル決済端末機	パナソニック製stera(JT-C60)スタイラスペン付属	98,670	R041121
鋸機械	スウェーデン製口ゴソール アルミ材	474,915	H100916
金庫	クマヒラM60DB	338,000	H020129
計数器	ダイト DCW-6000	264,000	R041003
軽四輪ライトバン	マツダスクラムバン 広島480せ2650	902,880	H260822
原動機付自転車	ホンダ スーパーカブ	152,250	H110129
原動機付自転車	スズキ レッツ	140,700	H130302
自動体外式除細動器	ハートスタート HS1+	110,000	R020213
自動体外式除細動器	ハートスタート HS1+	110,000	R020213
自動料金精算機	アマノ株式会社 第1料金ゲート用駐車料金精算機、カーゲート等	5,486,400	H310322
写真	ひろしま・わがまち'95全市版B	457,247	H071006
書類戸棚	ライオンVDG-21	106,605	H010520
書類戸棚	ライオンVDG-21	106,605	H010520
書類戸棚	ライオンVHG-21	90,022	H010520
乗用車	マツダ2 XD 2WD 6EC-AT	1,353,000	R030126
切断機	(株)新宮商行 PS42(薪割り機)	460,000	H120225
送風機	新ダイワ工業 EB500	86,835	H210901
送風機	新ダイワ工業 EB500	86,835	H210901
台	LION LSW-K1809	133,140	H100331
台	LION LSW-K1809	133,140	H100331
台	LION LSW-K1809	133,140	H100331
台	LION LSW-K1809	133,140	H100928
台	LION LSW-K1809	133,140	H100928
棚	LION MLK6644	51,975	H100331
棚	LION MLK6644	51,975	H100331
棚	LION MLK6644	51,975	H100331
棚	LION MLK6644	51,975	H100331
棚	LION MLK6644	51,975	H100331
担架	スケッド ストレッチャー	99,750	H130215
置物	オブジェ パピヨンタワー	13,000,000	H201213
陳列戸棚	日本アルミNFB-620-BR	121,700	H011031
天幕	集会用テント	189,950	H080815

広島市森林公園 備品一覧表

品 名	形状・その他	価 格	取得年月日
動力運搬車	河島 SC790DB	176,200	H280908
動力運搬車	ニッカリモノラック電動モノレールEM-OP9-H	32,184,000	R040401
保管庫	ライオンVDH-21	100,322	H010520
保管庫	プラス カウンター	184,480	H011031
望遠鏡	ニコンフィールドスコープEDⅡ-A	78,000	H100305
望遠鏡	ニコンフィールドスコープEDⅡ-A	78,000	H100305
両袖机	課長用（木目調）	63,860	H010403
両袖机	ライオン PW-168DR	88,374	H060401

提出書類一覧表

(1) 指定申請に関する書類				提出 部数
①	指定申請書	単独団体の場合	様式 1	正本 1 部 副本 1 5 部
		中小企業等協同組合法（昭和 2 4 年法律第 1 8 1 号）に基づく事業協同組合等の場合	ア 様式 1 イ 本事業に参画する組合員の一覧（様式任意）	
		ジョイント方式により構成された団体の場合	ア 様式 2 イ ジョイント方式により構成された団体の構成員名簿兼委任状（様式 3）	
②	市森林公園の管理運営に関する事業計画書	様式 4		

(2) 提案額に関する書類			提出 部数
①	市森林公園の管理運営に関する収支計画書及び積算内訳書	様式 5 及び様式 5 別紙（別記「管理運営に関する収支計画書等の提出方法」に従って提出すること）	正本 1 部
②	賃金及び物価スライド対象経費費提案書	様式 2 0	

(3) 申請者に関する書類（その 1）※			提出 部数
①	申請者の定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類		正本 1 部
②	法人の登記事項証明書又は法務局登記官の受領書その他これらに準ずる書類	新たな法人を設立する場合のみ提出	
③	財務書類	直近 3 事業年度における以下の書類（書類内訳） 法人税申告書の写し（提出先の税務署名および提出年月日を自著したもの。e-tax の場合は受信通知などが確認できること）、貸借対照表、損益計算書、事業報告書、株主資本等変動計算書、個別注記表、キャッシュフロー計算書、附属明細書、会計監査人又は監査役会により監査を受けた場合その監査報告書 ※ 組織規模等により、作成が義務付けられていない書類については、提出不要 ※ 申請者の発行済株式の 1 0 0 % を保有する親会社（株式会社に限る。）がいる場合は、親会社の書類も提出	正本 1 部 副本 1 部
④	申請書を提出する日の属する事業年度における団体に関する事業計画書及び収支予算書	法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類	正本 1 部

⑤	団体の概要を記載した書類	ア 団体の概要（様式 7） イ 役員名簿（様式 8） ウ 設立趣旨、事業内容、役員名簿（法人以外の団体にあっては、代表者又は管理人等の名簿）、従業員数、資本の額その他経営規模など申請団体の概要が分かるもの ※ 申請者の発行済株式の 100% を保有する親会社（株式会社に限る。）がいる場合は、アイウ全ての書類について親会社の書類も提出	正本 1 部 副本 1 部
⑥	広島市税について、未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書	広島市長が発行する市税納税証明書（3 か月以内に発行されたもの）	正本 1 部
⑦	法人税と消費税及び地方消費税について、未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書	税務署長が発行する納税証明書その 3 の 3（法人税と消費税及び地方消費税の未納の税額がないことの証明。3 か月以内に発行されたもの）	
⑧	障害者の雇用の促進等に関する法律に定める障害者雇用状況報告書の写し	障害者雇用状況報告書の作成義務のある団体は、令和 8 年 6 月 1 日時点の報告書の写しを提出	
⑨	障害者の雇用の促進等に関する法律に定める障害者雇用納付金に係る申告書の写し及び納付が確認できる書類の写し	独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構へ申告義務のある団体は、令和 8 年度及び令和 7 年度に申告した申請書の写し及び納付が確認できる書類の写しを提出	
⑩	宣誓書	様式 1 1	

※ ジョイント方式により構成された団体の場合は、構成団体ごとに提出すること。また、複数の施設に申請する場合、同じ審議会で審査する施設に限り、①～⑨の書類について 1 施設分のみの提出することを可とする。

(4) 申請者に関する書類（その2）※			提出 部数
①	広島市が推進すべき施策に関する報告書	様式 6	正本 1 部
②	障害者雇用状況報告書（作成義務のない団体用）	障害者雇用状況報告書の作成義務のない団体で、障害者を常時雇用している場合のみ提出 ア 様式 9 イ 常時雇用に係る確認書類（健康保険証等及び身体障害者手帳等の写し。提出の際は、被保険者等記号・番号、住所及び生年月日等を黒塗りの上、提出すること）	
③	障害者雇用計画書	様式 1 0（障害者雇用状況報告書の作成義務のある団体で法定雇用障害者数を達成していない場合のみ提出）	
④	IS014001 の登録証の写し	該当する場合のみ提出（申請日において行政機関等に届出または認定等されており有効期限内のものに限る。）	
	IS014005 の登録証の写し		
	エコアクション 2 1 認証・登録証の写し		
	次世代育成支援対策推進法に基づき策定した「一般事業主行動計画」の写し		
	次世代育成支援対策推進法に基づく「基準適合一般事業主認定通知書」の写し		

	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき策定した「一般事業主行動計画」の写し		
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「基準適合一般事業主認定通知書」の写し		
⑤	事業所調書兼実体調査同意書	様式 1 6 (本店に係るもの。本店が広島市外にあり、広島市内に支店又はその他事業所等がある場合は、広島市内の代表的な支店その他事業所等に係るものも提出)	
⑥	指定管理実績調書	様式 1 7 (指定管理実績がある団体のみ提出)	

※ ジョイント方式により構成された団体の場合は、代表団体のみ提出すること。また、複数の施設に申請する場合、同じ審議会で審査する施設に限り、②～⑤の書類について 1 施設分のみの提出することを可とする。